

平成 30 年 9 月 28 日  
30 年中間貯蔵施設地権者会  
会 長 門馬 好春

今年の猛暑もやっと去ったようですが、7月初旬の「西日本豪雨」の凄まじい自然の猛威以降も、超大型台風や北海道を襲ったM7の大地震と大災害は続いております。特に北海道の地震で泊原発の外部電源喪失による周辺住民軽視の対応は東日本大震災後の原発事故を思い起させるものでした。このような状況の中で原発事故から7年6カ月を経過し会員の皆様において、避難先での生活において体調を崩されていないかご案じ申し上げます。

季節の変わり目には、体調を崩し易いものですので、皆様どうぞご自愛ください。さて、当会の「平成30年度事業計画」に基づいた活動は、誠意のない環境省に「是正」を求め知見豊富な方々のサポートを頂き厳しく追及しており下記のとおり実施いたしました。主な内容を第11回目の会報としてお届けさせて頂きました。

#### 1. 【大熊町渡辺町長・双葉町伊澤町長訪問し要望書提出】

8月21日会津若松市内大熊町役場出張所で渡辺町長に、9月4日いわき市内双葉町いわき事務所で伊澤町長に、環境省との交渉状況をご報告するとともに要望書をお渡しして当会への支援をお願いいたしました。

要望書の内容は下記の3点です。

1. 適正な土地補償・地上権補償の是正の確保に向けたお願いについて
2. 町民の安全・安心に向けた取り組みへの支援について
3. 事業終了後の施設跡地の復興を視野に入れた支援について

渡辺町長、伊澤町長に環境省の誠意のない地権者対応についてご理解を頂きました。今後も両町と十分な情報共有を行って、ご支援を得てまいりたいと考えております。

〈大熊町渡辺町長に要望書を手渡している状況〉〈双葉町伊澤町長と要望書と共に〉



## 2. 【環境省との第 30 回団体交渉内容等】

8月28日（火）第30回団体交渉をいわき市文化センター4階で行いました。

以下概要をご説明いたします。

法律や基準<sup>(注)</sup>などのルールは、その内容に合わせたルールの適用が絶対に必要です。

中間貯蔵施設は地表を使用し最長30年間の長期間を地上権で使用する事業です。

基準24条は地表使用限定規定で短期も長期使用も地上権も賃貸借も対象です。

ですので、当会は基準24条で正当な補償への是正を要求しています。

環境省は基準24条を無視して、土地価格を超えられないとした誤った考え方を基本に置いて、ルール外で作成した低額の地上権設定対価を提示しています。支払いも、勝手に空間（送電線等）や地下限定使用規定の25条を適用しています。

仮置き場も地表を使用し当初3年の短期計画を賃貸借で使用する事業です。

こちらは基準24条に基づき補償額を算定した賃料を年払いで補償しています。

この補償額は年間189,000円/田圃・千㎡です。これは大熊町、双葉町の賃料の事例等から見ても適正補償と判断され、環境省も当然適正補償としております。

中間貯蔵施設は基準24条を無視した地上権設定対価で低額補償として提示した結果、**30年間中間貯蔵施設（田・千㎡）84万円<85万円（田・千㎡）4年半仮置き場**となります。

中間貯蔵施設の補償金額は、わずか4年半の仮置き場補償額より低額です。環境省も補償金額上は格差があり公平性を欠いていることを『初めて』交渉の場で認めました。

さらには、環境省が「補償の根幹」として「土地価格を超える事が出来ない」とした主張については

基準24条も土地価格を超えることを解釈上認めており、また実際の多くの公共事業でも賃料は一定年数で土地価格を当然に超えています。

また、土地価格を基準に基づいた賃料が30年間の手取り合計補償では超えているとした主張についても、熊本一規先生の反証（環境省の誤り）に続き、今回は現在価値割引「ローン払いと一括払い」を示し、環境省の地上権設定対価による補償の考え方が破綻していることを証明いたしました。

ご指導頂いている大学の先生方からも「詰んでいる」との言葉を頂いております。

このまま環境省が明らかにこのルールに基づかない独自の算定による補償を進めることとなれば、憲法第29条の規定に抵触し「財産権の侵害」にもあたります。

なお、次回第31回の団体交渉は10月2日（火）13時から福島市の環境省福島地方環境事務所で行います。

（注）基準は「公共用地の取得に伴う損失補償基準」の略

〈第30回交渉状況〉

〈環境省側手前が藤原調整官・奥側右が伴野課長〉



### 3. 【環境省説明会】

9月8日(土) 10時から12時までいわき文化センターにおいて、第3回環境省説明会が開催されました。

環境省の資料提示による説明の後、皆さまから運搬しているトラックのあおり運転に対する指導の徹底や今後、台風などの強風で施設の建物や搬入除染土等が飛ばされないか心配であるなど安全全般に対する質問・要望や環境省の施設に取り組む姿勢は住民・地権者への配慮が不足しており改善を求める声さらには、用地補償等について多くの質問・要望が出されました。

これらの質問・要望等が多く制限時間内で終了する事ができないこととなりましたことから、事務局において翌週環境省に対して追加質問・要望等を送付いたしました。

会員の皆さまには過去2回の説明会と同様に環境省から、後日回答文書を提示することになっております。

〈門馬会長挨拶の様子〉

〈環境省高橋調整官挨拶の様子〉



#### 4. 【今後の活動】

環境省は、自らの補償基準 24 条の解釈の間違いを訂正「長期使用」した時も「説明不足・言葉足らず」で誤りを認めませんでした。今も同様に、「環境省が説明不足である」と当会にもマスコミの皆さまにも話をしています。

環境省の基本交渉方針は、当会の主張に対し具体的には説明や反論ができないことから①総合的判断や念頭に置いて等の実態のない言葉で「適正な補償だ」と言い続けることで②地権者が疲れて根負けするのを待つこと③地権者がわからなければ、知らない人が悪いということで進めています。

会員の皆さまと共に基準というルールに基づいた適用を求め、大きな声を出し続けていきましょう。

国の誤りを分かり易く「用地補償交渉内容・現在価値割引」等の資料を作成し、マスコミの皆さまなどに配布・理解活動を行っており、よく理解できると好評を得ております。

また、最近の情報開示請求により、「環境省の直轄の中間貯蔵施設の建設に伴う補償基準・細則」と「除染等の措置等に必要な土地等の使用等に伴う損失補償基準（仮置き場）」を取得いたし、「土地等の使用に係る補償」について確認しましたところ、「公共用地の取得に伴う損失補償基準第 24 条」と同じ内容でした。これは、環境省作成のルールにも地上権設定対価は合っていないことを、環境省自身が示したものです。（注1）

今後も、熊本一規先生（明治学院大学名誉教授）・越前谷元紀顧問弁護士の先生方を初めとした多くの専門家の先生方からご指導を賜り、マスコミなど皆さまへの理解活動を進めて行きます。福島県・大熊町・双葉町においても引き続き訪問のうえ、環境省との交渉状況の報告と支援のお願いを求めています。

**※熊本一規先生の意見書等は先生の HP でご覧いただけます。先生は辺野古問題や築地の問題についてもご活躍されておりますので、それらもご覧頂くことができます。**

添付書類 (1) 用地補償交渉内容  
(2) 現在価値割引「ローン払いと一括払い」  
(3) 8月22日朝刊・福島民報・河北新報又は9月号 FACTA  
(作成者・問い合わせ先：30年中間貯蔵施設地権者会 会長兼事務局長 門馬好春)

PC メール [mommayoshiharu@gmail.com](mailto:mommayoshiharu@gmail.com)

携帯アドレス [mommayoshiharu@ezweb.ne.jp](mailto:mommayoshiharu@ezweb.ne.jp)

携帯電話 090-3533-5515

※問い合わせは氏名を記載の上、メールでお願いします。

（注1）但し、環境省の同内規基準 25 条（空間又は地下の使用「要綱・基準では限定」）に（長期の土地の使用に係る補償）が追加され、3 項に「土地の使用が長期にわたるときは、前項の規定に準じて補償することができるものとする」と記載されていました。今後、同内規基準の妥当性、正当性、公平性を糾していきます。後日追記